

「子ども・若者育成支援推進強調月間」に合わせて街頭啓発活動を実施します

子ども・若者の健やかな育成をめざし、家庭、学校、地域、企業、関係機関などが連携し、さまざまな課題に取り組んでいます。

日野町青少年育成町民会議では、11月の「滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間」の一環として、フレンドマート日野店内に啓発コーナーを設置、11月10日(金)17時～18時ごろに同店出入口付近で啓発資材を配布し、啓発活動を行います。

地域住民の皆さんとともに、青少年の健全な育成に取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いします。



7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」における街頭啓発の様子

◆問い合わせ先 生涯学習課 生涯学習担当 ☎ 0748-52-6566



100歳おめでとうになります

「お体を大切に」

「いつまでもお元気で過ごしてください」

頓宮登代さん(松尾1区)

9月25日(月)に100歳のお誕生日を迎えられました。
おめでとうございます。



奨学金返還支援補助金制度のご案内

町では、若者の経済的負担を軽減し、日野町への定住、地域社会を担う人材の確保を図るため、大学等への修学のために貸与を受けた奨学金の返還に対する補助制度を実施しています。制度の利用を希望される方は、学校教育課へご相談ください。

【補助対象者】 次のすべての要件を満たす方

- ・大学、大学院、専門職大学、短期大学、高等専門学校(高等課程を除く)、専修学校(高等課程を除く)を卒業している方
- ・町内に住所を有しており、かつこの制度の交付申請をしようとする日から起算して2年以上継続して定住する意思を有している方
- ・町内の事業所等(本町に本社を有する町外の事業所を含む)に正規雇用され、継続して勤務している方
- ・大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受け、卒業後に遅延なく返還している方またはこの制度を交付申請しようとする日の属する年度内に返

還を開始する方

- ・大学等の在学期間中に1年以上または大学等に進学する前に1年以上本町に定住していた方
- ・申請年度の末日において30歳以下の方
- ・奨学金の返還に係る他の制度による助成等を受けていない方
- ・暴力団員およびこれらと密接な関係がない方

【補助金額】

奨学金の返還支援額

上限：10,000円(1か月あたり)

※最長3年間まで補助を受けることができます。

【申請に必要な書類】

- ・交付申請書(町のホームページに掲載しています)
- ・大学等を卒業したことを証明する書類
- ・奨学金の借入額、借入期間および返済予定額が確認できる書類
- ・勤務先および雇用条件等を証明する書類

◆問い合わせ先 学校教育課 学校教育担当 ☎ 0748-52-6564



日野町立保育所あおぞら園・鎌掛分園



村井にあるあおぞら園は現在0歳児2名、1歳児14名、2歳児15名、3歳児18名、4歳児23名、5歳児16名の計88名の子どもたちが通っています。7時30分から18時30分まで保育をしています。

鎌掛にある鎌掛分園は、あおぞら園の分園です。現在1歳児8名、2歳児12名の計20名の子どもたちが通っています。7時30分から18時まで保育をしています。



保育目標 *明るく丈夫な子 *友達となかよく遊べる子 *よく考える子

みんなで遊ぼう! 3, 4, 5歳児の子どもたち



崩れないように、そうっとそうっと



みんなで体操
それ、ジャンプ☆



みんなで歌うって、
楽しいね♪



楽しそうに話をしながら、友達と一緒に遊んでいます



先生の話をよく聞いて。
どんな楽しいことがあるのかな?

0, 1, 2歳児の子どもたちも元気いっぱい



戸外遊びが大好き!



遊んだ後は
手を洗おう



子どもたちは、毎日元気いっぱい遊んでいます。友達や保育者と一緒に遊ぶ子もいれば、一人でじっくりと遊ぶ子もいたり、一人ひとりのペースで過ごしています。時には思いの違いから、友達とぶつかり合うこともあります。保育者が仲立ちしたり、一緒に考えたりしています。子どもたちの発想はとても豊かで、保育者の想像もつかないことを話したり、予想しないことをしたり、自分たちで自由に考えたことを遊びの中に取り入れていきます。安心できる環境の中で、自分ですりょうとする力、考える力を育てていきたいと考えています。

◆問い合わせ先 子ども支援課 子ども支援担当 ☎ 0748-52-6583